平成２３年（フ）第１３２号
福岡県飯塚市口原85番地２
債務者　山田　浩二
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１３３号
福岡県飯塚市飯塚４番５号　姫路屋ビル305
債務者　光井　信智
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２１５号
大分市大字羽屋99番地の１　メゾンエトウＢ
債務者　森　　敬子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２９０号
大分県津久見市上宮本町11―10　ＷＩＮＤＯＭ桜坂302号室、住民票上の住所大分県津久見市大字保戸島1474番地の２
債務者　廣瀬　峰孝
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３００号
大分県津久見市宮本町13―４、住民票上の住所大分県津久見市大字保戸島1474番地の２
債務者　廣瀬　利明
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３４４号
大分市大字千歳1687番地
債務者　三浦　一美
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３４７号
大分県別府市大字鶴見2214番地の１　市営竹の内住宅Ｂ棟104号
債務者　永渕　雄一
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３５０号
大分市緑が丘５丁目11番17号
債務者　方倉由美子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３５８号
大分市大字横尾3786番地の18
債務者　内丸加奈子（旧姓高司）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３０４号
宮崎市清武町今泉甲88番地　第２コーポラス湯地213号
債務者　井上　政人
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１２号
宮崎市大字芳士1077番地１　県営住宅104棟13号
債務者　吉野真由美（旧姓政野）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３７号
宮崎県東臼杵郡門川町中須２―33、住民票上の住所神奈川県川崎市高津区新作２丁目15番２号サンハイツコミヤ202
債務者　塩満　由希（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１４３号
宮崎県東臼杵郡門川町西栄町３丁目４番６号山惣西栄町コーポＢ101号
債務者　三輪　浩世（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１４４号
宮崎県日向市美々津町5210番地
債務者　長埜サヨ子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１４５号
宮崎県日向市東郷町山陰丁1629番地７
債務者　黒木　友彦
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１４８号
宮崎県日向市大字富高7147番地82
債務者　菊田　祐子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第８０号
鹿児島県奄美市名瀬末広町３番１号　信進ビル402号
債務者　岡江美智代（旧姓岩元）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部